

令和4年第2回

おいらせ町議会臨時会

会議録第1号

おいらせ町議会 令和4年第2回臨時会記録

おいらせ町議会 令和4年第2回臨時会記録				
招集年月日	令和4年4月27日(水)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和4年4月27日 午前10時05分 議長宣告			
閉 会	令和4年4月27日 午後 0時49分 議長宣告			
応 招 議 員	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	佐々木 勝	2 番	川 口 弘 治
	3 番	馬 場 正 治	4 番	澤 上 訓
	5 番	木 村 忠 一	6 番	田 中 正 一
	7 番	日野口 和 子	8 番	平 野 敏 彦
	9 番	沼 端 務	10 番	吉 村 敏 文
	11 番	澤 頭 好 孝	12 番	柏 崎 利 信
	13 番	西 館 芳 信	14 番	松 林 義 光
		15 番	檜 山 忠	16 番
不応招議員	なし			
出席議員	16名			
欠席議員	なし			
地方自治法 第121条の規定により説明のため出席した者の 職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	成 田 光 寿	政 策 推 進 課 長	柏 崎 勝 徳
	財 政 管 財 課 長	岡 本 啓 一	ま ち づ くり 防 災 課 長	田 中 淳 也
	税 務 課 長	久 保 田 優 治	町 民 課 長	松 山 公 士
	保 健 こ ど も 課 長	小 向 正 志	介 護 福 祉 課 長	澤 頭 則 光
	農 林 水 産 課 長	西 館 道 幸	商 工 観 光 課 長	柏 崎 和 紀
	地 域 整 備 課 長	栗 嶋 泰 幸	会 計 管 理 者	佐々木 拓 仁
	病 院 事 務 長	田 中 貴 重	教 育 委 員 会 教 育 長	松 林 義 一
	学 務 課 長	福 田 輝 雄	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	三 村 俊 介
	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	相 坂 一 男	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	成 田 光 寿
	農 業 委 員 会 会 長	松 林 勝 智	農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 館 道 幸
	監 査 委 員	柏 崎 堅 一	監 査 委 員 事 務 局 長	赤 坂 千 敏

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長	赤坂千敏	事務局 次長	高橋勝江
	事務局 主幹	木村英樹		
町長提出議案の題目	1	報告第1号 専決処分の報告について (自動車事故に係る損害賠償の額の決定について)		
	2	報告第2号 専決処分の報告について (自動車破損に係る損害賠償の額の決定について)		
	3	報告第3号 専決処分の報告について (自動車破損に係る損額賠償の額の決定について)		
	4	承認第2号 専決処分の承認を求めることについて (おいらせ町町税条例等の一部を改正する条例について)		
	5	承認第3号 専決処分の承認を求めることについて (おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)		
	6	承認第4号 専決処分の承認を求めることについて (おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)		
	7	承認第5号 専決処分の承認を求めることについて (おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例について)		
	8	承認第6号 専決処分の承認を求めることについて (令和3年度おいらせ町一般会計補正予算(第11号)について)		
	9	承認第7号 専決処分の承認を求めることについて (令和3年度おいらせ町一般会計補正予算(第12号)について)		
	10	議案第45号 おいらせ町副町長の選任につき同意を求めることについて		
	11	議案第46号 おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	12	議案第47号 おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について		
議員提出議案の題目	1	委員会の閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会、総務文教常任委員会)		
開議	午前10時05分			
議事日程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)			
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。			
	8番 平野敏彦 議員			
	9番 沼端 務 議員			

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
新採用町職員 の紹介	西舘議長	<p>おはようございます。</p> <p>今臨時会前に、議員の皆様、今年度の新採用町職員の紹介及び異動があった課長の紹介をしたい旨、申し入れがありましたので、これを許します。</p> <p>総務課長。</p>
	総務課長 (成田光寿君)	<p>おはようございます。</p> <p>ただいま、議長のお許しをいただきましたので、最初に新採用職員の自己紹介をいたします。入場するまで少しお待ちください。</p>
	総務課長 (成田光寿君)	<p>[新採用職員入場]</p> <p>一同、礼。</p> <p>コロナ感染対策を考慮し、私からまとめて紹介いたしますので、ご了承ください。</p> <p>新採用職員はマスクを外してください。</p> <p>私から1人ずつ紹介いたしますので、名前を呼ばれましたら、一歩前に出て礼をしてください。</p> <p>それでは順次名前を呼びます。</p> <p>総務課主事、工藤智怜、曙在住です。</p> <p>政策推進課主事、関川みなみ、八戸市在住です。</p> <p>教育委員会学務課主事、藤本由奈、洋光台在住です。</p> <p>保健子ども課保健師、上村優奈、八戸市在住です。</p> <p>保健子ども課保健師、大久保芽依、八戸市在住です。</p> <p>このほか、おいらせ病院看護師2名おります。本日は病院勤務の都合上、氏名のみお知らせいたします。</p> <p>看護師、小松千恵、青葉在住。中里彩香、錦ヶ丘在住。</p> <p>以上、全7名が今年度新採用職員として配属されております。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>新採用職員はマスクを着用してください。</p> <p>以上、新採用職員の紹介を終わります。退場してください。</p>

<p>異動課長 紹介</p>	<p>総務課長 (成田光寿君)</p> <p>まちづくり防災課長 (田中淳也君)</p> <p>町民課長 (松山公士君)</p> <p>介護福祉課長 (澤頭則光君)</p> <p>農林水産課長 (西舘道幸君)</p> <p>社会教育・体育課長 (三村俊介君)</p>	<p>[新採用職員退場]</p> <p>続きまして、課長職も異動がありましたので、議員各位に紹介いたします。</p> <p>課長席につきましては、マイクと仕切りがありますので、マスク着用のまま、それぞれ起立の上、自己紹介をいたします。</p> <p>まず、総務課長の成田光寿です。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>まちづくり防災課長の田中淳也です。よろしくお願いいたします。</p> <p>町民課長の松山公士です。よろしくお願いいたします。</p> <p>介護福祉課長の澤頭則光です。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>農林水産課長の西舘道幸です。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>社会教育・体育課長の三村俊介です。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>以上が本年4月異動した課長の紹介であります。</p>
<p>農業委員会 会長の挨拶</p>	<p>総務課長 (成田光寿君)</p> <p>農業委員会会長 (松林勝智君)</p> <p>総務課長 (成田光寿君)</p> <p>事務局長 (赤坂千敏君)</p>	<p>続いて、去る4月1日の町農業委員会組織会において、新しい会長が選任され、今回の議会から出席しておりますので、紹介いたします。</p> <p>農業委員会、松林会長です。</p> <p>農業委員会会長の松林勝智です。よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で紹介を終わります。貴重な時間をありがとうございました。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>以上であります。</p> <p>改めまして、おはようございます。</p> <p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p>

諸般の報告	(議員席) 西館議長	<p>日の1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本臨時会の会期は、本日4月27日の1日とすることに決しました。</p>
	西館議長	<p>日程第3、諸般の報告をいたします。</p> <p>議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付しているとおりで。ご了承ください。</p> <p>次に本日までに受理いたしました陳情書等につきましては、別紙配付の請願、陳情文書表のとおりです。</p> <p>令和4年3月11日の議会運営委員会において、陳情第2号について審査した結果、「議員配付」とすることにいたしました。</p> <p>また、陳情第3号については、同年4月21日の議会運営委員会において、「総務文教常任委員会に付託する」ことにいたしましたので、ご了承願います。</p> <p>なお、本臨時会の会期中は、円滑な議案審議及び広報写真の撮影のため、関係職員の議場内出入りをすることの許可を与えておりますので、各議員にご報告しておきます。</p>
提案理由の説明	西館議長	<p>日程第4、議案の上程について。</p> <p>報告第1号から報告第3号まで、承認第2号から承認第7号まで、議案第45号から議案第47号までの以上12件を一括上程いたします。</p> <p>町長から提案理由の説明を求めます。</p> <p>演壇にてお願いします。</p> <p>町長。</p>
	町長 (成田 隆君)	<p>おはようございます。</p> <p>議員各位には何かとご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>初めに、報告第1号、自動車事故に係る損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について、ご説明申し上げます。</p>

	<p>本件は、令和3年11月18日に発生した町所有車両と一般車両との自動車事故に係る損害賠償について、車両損害に対する賠償額が決定したため、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第1号の規定に基づき、去る3月13日付で専決処分したので、同条第2項の規定により、報告するものです。</p> <p>次に、報告第2号、自動車破損に係る損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について、ご説明申し上げます。</p> <p>本件は、令和4年3月3日に発生した町道瑕疵による自動車破損に係る損害賠償について、車両損害に対する賠償額が確定したため、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第1号の規定に基づき、去る3月25日付で専決処分したので、同条第2項の規定により、報告するものであります。</p> <p>次に、報告第3号、自動車破損に係る損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について、ご説明申し上げます。</p> <p>本件は、令和4年3月28日に発生した町道瑕疵による自動車破損に係る損害賠償について、車両損害に対する賠償額が確定したため、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第1号の規定に基づき、去る4月13日付で専決処分したので、同条第2項の規定により、報告するものです。</p> <p>次に、承認第2号、おいらせ町町条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。</p> <p>本件は、令和4年度税制改正による地方税法等の一部改正が公布され、令和4年4月1日から施行等となり、必要となる改正を行うため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、去る3月31日付で専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。</p> <p>主な改正内容として、町民税関係では、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長や控除期間等の見直しを行い、固定資産税関係では、令和4年度に限り、商業地等に係る税額の上昇幅を半減させる措置を講じるほか、地方税法等の改正に伴い、引用条項等の整理を行ったものであります。</p> <p>次に、承認第3号、おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正</p>
--	---

	<p>する条例の専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。</p> <p>本件は、令和4年度税制改正による国民健康保険法施行令等の一部改正に伴う課税限度額の引き上げ及び新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免の特例制度の延命が、令和4年4月1日から施行となり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、去る3月31日付で専決処分したので、同条例第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。</p> <p>次に、承認第4号、おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。</p> <p>本件は、令和4年度税制改正による減収補填制度の見直しにより、地域再生法第17条の6の地方公共団体等の定める省令の一部改正に伴い、課税免除等の適用期間の延長等が、令和4年4月1日から施行となり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、去る3月31日付で専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。</p> <p>次に、承認第5号、おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。</p> <p>本件は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、介護保険第一号保険料の減免の特例措置の延長が、令和4年4月1日から施行となり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、去る3月31日付で専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。</p> <p>次に、承認第6号、令和3年度おいらせ町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。</p> <p>本件は、既定予算の総額に3,421万6,000円を追加し、予算の総額を115億7,802万2,000円としたもので、去る3月18日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その内容であります、降雪による除雪経費の不足が明らかになったため、歳出では除雪作業委託料を増額し、歳入では除雪対策費に係る国庫補助金を追加したものです。</p> <p>また財源調整のため、歳出の財政調整基金積立金を増額したものであります。</p>
--	--

	<p>次に、承認第7号、令和3年度おいらせ町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。</p> <p>本件は、既定予算の総額に2億7,858万1,000円を追加し、予算の総額を118億5,660万3,000円としたもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>主な内容につきましては、地方消費税交付金、地方交付税など、金額の把握時期が3月期となる歳入について、予算の増額を行ったものであります。</p> <p>また財源の調整のため、歳出の財政調整基金積立金を増額したものであります。</p> <p>次に、議案第45号、おいらせ町副町長の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、現在の副町長である小向仁生氏が、令和4年4月30日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるため、提案するものであります。</p> <p>次に、議案第46号、おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、現在欠員となっております教育委員会委員の補欠の委員として、三村伸子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。</p> <p>次に、議案第47号、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、青森県人事委員会勧告及び国家公務員給与改定に準じて、一般職の職員の期末手当の支給割合を改めるもので、昨年11月の令和3年第3回臨時会において、同様の趣旨の議案を提案し否決されておりましたが、今般、令和3年人事院勧告を踏まえた国家公務員の給与改定に関する法律案が、4月6日に国会成立、4月13日に公布されたことから、町職員についても準じた取り扱いをするため、提案するものであります。</p> <p>以上、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由を申し上げますが、詳細につきましては、審議の過程におきまして、本職をはじめ担当課長に説明させますので、何とぞ慎重にご審議の上、議決い</p>
--	--

<p>当局の説明</p>	<p>西館議長</p>	<p>ただきますよう、よろしくお願ひします。</p>
	<p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>先ほど町長が提案理由を申し上げましたが、一部口述に誤りがありましたので、訂正させていただきます。</p> <p>提案理由書3ページ、承認第2号おいらせ町町税条例の関係であります。正しくは、おいらせ町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてであります。</p> <p>もう1か所、4ページ下段になります。承認第3号、おいらせ町国民健康保険税条例の専決処分の関係でございますが、下から5行目のところ、特例制度の延命と申し上げましたが、正しくは特例制度の延長であります。</p> <p>それから、同じページの下から2行目、同条例第3項の規定によりということ、同条例と申し上げましたが、正しくは同条第3項であります。</p> <p>訂正して、おわび申し上げます。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>以上で、提案理由の説明が終わりました。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>日程第5、報告第1号、専決処分の報告についてを議題といたします。</p> <p>本案は、自動車事故に係る損害賠償の額の決定について報告するものです。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
	<p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>それでは、報告第1号について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書1ページから3ページをご覧ください。</p> <p>本件は、町所有車両と一般車両との自動車事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定第1号の規定により、去る3月13日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>概要であります。昨年11月18日午後3時30分頃、おいらせ町下前田地内の町道において、町職員が公用車を運転中に、車道</p>

		<p>に八戸市在住者の運転車両が侵入し、接触。相手方車両のフロントバンパー等を破損させたものであります。</p> <p>損額賠償額は、9万1,958円で、本年3月13日に示談が成立しており、全額が町村会の保険である全国自治協会自動車損害共済から支払われるものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>8番、平野敏彦議員。</p> <p>この事故の部分については、職員の関わる部分で、前にも報告が何件かありますけれども、実際はこういうふうな事故起こした場合、保険で補填されるからというような形で報告されておりますけれども、例えば過失割合とかそういう部分、それから免許証に対するいろいろな減点とか、そういう部分というのはどうなっているか、お聞かせいただきたいと思います。</p> <p>総務課長。</p> <p>今、ご質問いただきました。</p> <p>まず1点目、過失割合のところではありますが、町側は2割、相手方が8割というものであります。</p> <p>それから、免許証に対する反則点のことにつきましては、当課では、把握してございません。</p> <p>以上です。</p> <p>8番。</p> <p>今の町側が、過失割合が2割、相手が8割ということは、町側の車両に対しても、相手から補填がされているということで解釈しているのか。</p> <p>それから、例えばこの事故によって、職員に運転免許に対する点数の削減とか、そういうのがあったかないかというのを確認しないというのは、どういうことですか。</p>
西館議長		
8番	(平野敏彦君)	
西館議長		
総務課長	(成田光寿君)	
西館議長		
8番	(平野敏彦君)	

		<p>私は、ちゃんと報告を受けて、確認をすべきだと思うのです。例えば、逆の場合だったら、減点されるかも分かりませんが、こういうのは想定して、対応しているのかどうか。ここをもう1回確認します。</p>
西館議長		<p>総務課長。</p>
総務課長 (成田光寿君)		<p>まず1点目、町の損害に対する相手方の負担のことにつきましては、相手方も、町の損害額に対して負担はしてございます。</p> <p>それから、職員が事故を起こした場合は、町に事故報告がござい ます。いつ、どこで、どのような形でということも全て報告されます が、免許証の反則点のことにつきましては、報告事項の中には入っ てございませんので、把握等もしてございません。</p> <p>以上です。</p>
西館議長		<p>8番。</p>
8番 (平野敏彦君)		<p>私は、公務で事故を起こしているわけですから、やはり個々の事 例も併せて報告義務、報告書の中にその項目がないということだけ で、私はいいのかと思います。</p> <p>仕事で自分の資格、そういうものいろんな意味でハンデを負う ことになるわけですから。その辺、きちっと確認しないと、職員その ものについての意識、事故に対する意識というのは、もっと行政側 もきちっと認識させるべきだし、町としても、例えば前にも、公務じ ゃなくて、個人的な事故とかそういうことをして減点されてあるも のが、公務でこういう減点をされたら、取り消しとかそういうこと も想定されるわけですが、これらに対しては、全然町は関与 しないということですか。</p>
西館議長		<p>総務課長。</p>
総務課長 (成田光寿君)		<p>職員の事故に関しては、事故報告があった際、その内容に応じて、 町でも注意処分であったり、場合によっては、懲戒の対象になるも のでございます。</p> <p>ただ、免許の反則点につきましては、本人の免許の仕組みの中で</p>

		<p>対応するものでございますので、特にこちらでは、そのことに対して、町で特に介入するものではございません。</p> <p>ちなみに、今回報告第1号の専決で対象となった職員につきましては、免許上の処分はないということを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
西館議長		<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>3番、馬場正治議員。</p>
3番 (馬場正治君)		<p>今の平野議員の質問と同様なのですけれども、最初の総務課長の説明の中では、相手方車両が、町職員の車線に入ってきたという説明を聞いて、これはおおよそ2対8という、私はそういう仕事をしているので想定はしていましたが、示談が成立したので払ったという一言では、やはり事故の内容は分からないわけですよ。</p> <p>ですから、今後はこういった職員の事故に関わる専決処分をしたときの議案の提出の際は、その示談の中身はどうだったのか。これを簡単に分かるように説明すべきだと思いますよ。どっちが悪かったのか、素人は分からないわけですね。で、9万なんぼ払ったと。2割払ったということは、相手の損害が45万前後あったということになるわけですね。町の車両の損害は幾らだったのか。それも説明がない。ですから、質問が出るのは当然のことだと思いますので、今後のこういった職員の交通事故に関わる専決処分の報告の際は、示談の内容については、もう少し職員が悪かったのか。相手が悪かったのか。その程度は説明を聞いて理解できないと、賛成するにもしにくいのですね。その辺を要望しておきます。答弁は結構です。</p>
西館議長		<p>質疑ですので、要望は控えてください。</p>
3番 (馬場正治君)		<p>では、私の今の意見に対する総務課長の答弁をお願いします。</p>
西館議長		<p>総務課長。</p>
総務課長 (成田光寿君)		<p>ただいま馬場議員からご意見をいただきました。議案書の資料でいきますと3ページになりますが、この事故概要になります。</p> <p>この辺は、今、いただいた意見を基にできる限り、お出しできる範</p>

<p>当局の説明</p>	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>困もあろうかと思しますので、その辺は事例等確認しながら、可能な範囲で事故詳細等を記すとともに、説明の中でも配慮したいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>以上で報告第1号を終わります。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>日程第6、報告第2号、専決処分の報告についてを議題といたします。</p> <p>本案は、自動車破損に係る損害賠償の額の決定について、報告するものです。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
	<p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>それでは、報告第2号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書4ページから6ページをご覧ください。</p> <p>本件は、町の瑕疵による自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定第1号の規定により、去る3月25日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>概要であります。本年3月3日午後5時40分頃、おいらせ町青葉二丁目地内の町道において、十和田市在住者の運転車両が走行中、町が管理する道路に生じた穴に車両が落ち、左前輪のタイヤを破損させたものであります。</p> <p>損害賠償額は1万5,871円で、本年3月25日に示談が成立しており、全額が町村会の保険である全国町村会総合賠償保障保険から支払われるものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>西館議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>13番、西館芳信議員。</p>	

	<p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>今3番議員、8番議員のやり取りを聞いて質問する気になったのですが、先ほどの議案は、相手方車両がありまして、そしてその過失の割合等云々されたわけですけど、道路交通法には安全運転義務違反ということで、必ず運転者は安全な方法でもって、道路の状況を見ながら運転しなければならないということで、ほとんど自分にミスがないような場合でも、2というのを取られてしまうわけですけども、こっちは、そういう対抗の相手がないということで、あくまでも国あるいは町の道路の管理の瑕疵ということで請求されると。国家賠償法を根拠にされるわけですけど、この場合は単独事故だから、過失は全く示談の上で加味しないものですか。全く町が100%ということになるわけですか。それとも、あなた、道路交通法には、こういうふうな安全運転義務違反というのが定められているのだということで、2の部分は、あなたにも責任はあるという話し方をするものかどうか。そこがちょっと気になったものですから、教えてもらえればと思います。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>総務課長。</p>
	<p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>それでは、西館議員のご質問にお答えいたします。 道路の瑕疵に関する賠償の件であります。こちらでも過失割合がございます。保険会社が間に入っているいろいろな交渉するわけですが、今回の件につきましては、5割ということで決定してございます。 以上です。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。 8番、平野敏彦議員。</p>
	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>今、西館議員が質問して、この道路の管理の瑕疵、これにもそれなりに査定されるというのは、初めて私、分かりました。 というのは、こういうふうな自分の車で穴に入って、それでもそれなりに査定をされて、自己負担が出るということですか、こういう場合は。ここのところをもう1回説明をいただきたいと思います。 それと、この町道に瑕疵があるということは、町に管理上問題が</p>

		<p>あるということになると、私は思います。そういうときに、例えば今みたいにこういう事故になれば、町に請求できるとか、分かっている人はいいと思いますけれども、知識のない人というのは、多分パンクしたら自分で直す。そういうことの件数も結構、私はあるのではないかと思いますよ。実際に、私の知っている人でも、自分で修理したというのがありますから、これらについては、やはり町道を管理する町として、町道で事故が発生した場合は、町が補填をしますよという広報・PRをすべきだと思うのですけれども、この2点についてお伺いします。</p>
西館議長		<p>総務課長。</p>
総務課長 (成田光寿君)		<p>平野議員にお答えいたします。</p> <p>まず1点目、負担割合のところ、責任割合のところでございますが、先ほど西館議員にお答えしたとおり、今回5割相当額ということで決定してございます。タイヤの修理費が3万1,741円、そのうち5割相当額の1万5,871円を町が支払うというものでございます。その辺の割合につきましては、先ほども申し上げましたとおり、保険会社がいろいろ調整をしております。</p> <p>それから道路管理瑕疵等含めて、町に管理瑕疵があった場合の損害賠償のことについては、特に広報等でも周知等はしてないところであります。</p> <p>以上です。</p>
西館議長		<p>8番。</p>
8番 (平野敏彦君)		<p>今の事故の場合は、5割が相手方にも責任があるという、保険の査定だという説明ですけれども、町がちゃんと管理して、穴が開いてなければ、こんな事故はないわけですよ。</p> <p>保険会社が査定をするというのは、何を根拠に査定をしているのか。夜の時間帯とか、昼とかいうような、雪道とか様々な状況があると思いますけれども、保険会社に全てを任せておくということですか。町にどういう報告になっているか。ここをもう1回聞かせてほしいと思います。</p> <p>それから、私が言うのは、町民に知らせたらどうですかという質</p>

		<p>問に対して、広報に掲載していませんだけでは駄目ですよ。どういう形で、町民に知らしめますかということですから、その方法について、ちゃんと答弁してくださいよ。</p> <p>西舘議長 総務課長 (成田光寿君)</p> <p>総務課長。 お答えいたします。 まず1点目のところですが、そちらは保険会社で全て対応しているところでありますので、町でも、その辺を含めてお願いしておりますので、責任割合等の査定のところまでは、こちらで把握してございません。 それから、町の瑕疵に対する対応、広報・PRのことでありますが、道路の管理瑕疵にかかわらず、公共施設等での様々な事故が起きた場合の瑕疵も、全て対象となっている保険でありますので、それらも含めて今後の対応等検討したいと思っております。 以上です。</p> <p>西舘議長 地域整備課長 (柴嶋泰幸君)</p> <p>地域整備課長。 今の総務課長の答弁に少しだけつけ加えさせていただきます。 まず道路の穴なのですけれども、積雪がなくなり、気温が上昇する3月以降に多く発見されますので、当課の対応としては、3月から穴が開きやすい箇所を中心にパトロールを強化しているところで す。 ただし、今シーズンは、例年以上に穴が多く発生していると感じておりますが、早期に道路の穴を発見することが、事故防止につながりますので、対応策として、当課のみならず今後は全職員について、そういった情報提供をいただくような形での体制を整えていきたいと思っております。 あと、町民へのアピールということで、除雪に関して、毎年12月あるいは1月に、広報で除雪に関してご協力くださいということでお知らせしております。 ただその中で、町道において事故が発生した場合は、町までお知らせしてくださいということの記事の内容を追加することは可能かと思われまますので、今後そういう対応で検討させていただきたいと</p>
--	--	--

<p>当局の説明</p>	<p>西舘議長</p>	<p>思います。 以上です。 8番。よろしいですか、8番。</p>
	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>ただいま地域整備課長が説明したように、やはり私は項目をちゃんと入れて広報に掲載して、町民に共通の認識を持たせるというのが、私は行政サービスの一つの基本だと思います。 検討しますということは、やらないということで私は捉えるのですけれども、いつになればやるのかという判断よく分からない。今の地域整備課長が言う事故の発生について、町道でそういう瑕疵があるような事故は、町に報告・連絡くださいという1項目を、ちゃんと今年から入れてもらうように、私は、総務課長もお互いに連絡を密にして、広報担当ですから、取り組んでいただくようお願いしておきます。</p>
	<p>西舘議長 (議員席)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p>
	<p>西舘議長</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 以上で報告第2号を終わります。</p>
	<p>西舘議長</p>	<p>日程第7、報告第3号、専決処分の報告についてを議題といたします。 本案は、自動車破損に係る損害賠償の額の決定について、報告するものです。 当局の説明を求めます。 総務課長。</p>
	<p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>それでは、報告第3号についてご説明申し上げます。 議案書7ページから9ページをご覧ください。 本件も報告第2号と同様の町の瑕疵による自動車破損に係る損害賠償の額を決定するものであり、去る4月13日付で専決処分を行ったものであります。 概要であります。本年3月28日午後8時40分頃、おいらせ町木崎地内の町道において、町内在住者の運転車両が走行中、町が</p>

※なしの声※

<p>当局の説明</p>		<p>管理する道路に生じた穴に車両が落ち、左後輪のタイヤを破損させたものであります。</p> <p>損害賠償額は2,629円で、4月13日に示談が成立しております。</p> <p>以上であります。</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>以上で報告第3号を終わります。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>日程第8、承認第2号、専決処分承認を求めることについてを議題といたします。</p> <p>本案は、おいらせ町町税条例等の一部を改正する条例について、承認を求める件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>税務課長。</p>
	<p>税務課長 (久保田優治君)</p>	<p>それでは、承認第2号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書は10ページから20ページ、新旧対照表は48ページから67ページになります。</p> <p>本件は、令和4年度税制改正による地方税法等の一部が公布され、本年4月1日から施行されることとなったため、必要となる改正を行うため、地方自治法第179条第1項に基づき、本年3月31日付で専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、48ページをご覧ください。</p> <p>第1条では、おいらせ町町税条例の改正を行っております。</p> <p>まず第18条の4、納税証明書の交付手数料では、民法等の一部改正による不動産登記法の一部改正により、固定資産税課税台帳の住所の記載要件の特例を反映したものの交付に関する規定を追加し、3項立ての規定を2項立てに整理しております。</p> <p>また同様の法改正に伴い、ページが飛びますが、56ページの第</p>

	<p>73条の2、固定資産税課税台帳の閲覧の手数料及び57ページの第73条の3、固定資産税課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料においても、同様の改正をしております。</p> <p>次に町民税関係になりますが、48ページに戻りまして、中段、第33条、所得割の課税標準では、第4項の上場株式等に係る配当所得、次の49ページ、第6項の特定株式等譲渡所得で、これまで所得税、住民税それぞれで課税方式の選択が可能となっていたものを、50ページ下段に行きますが、第34条の9、配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除及び附則の改正によりまして、所得税の確定申告によってのみ適用されることとしたものです。</p> <p>次に51ページ中段、第36条の2、町民税の申告になりますが、52ページの下段、第36条の3及び53ページ、第36条の3の2、それと54ページ上段、36条の3の3までは、個人の町民税の申告における公的年金等受給者の住民税申告義務や、給与所得者のいわゆる年末調整における扶養親族申告書について、退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者や、16歳を超える扶養親族を有する者についての申告書の提出義務や、記載事項に関する規定の整備をしております。</p> <p>ページが飛びます。57ページをお願いいたします。</p> <p>中段の附則第7条の3の2では、住宅借入金等特別税額控除の特例の適用期限を令和3年から令和7年まで4年間延長し、控除期間を13年とする見直しと併せまして、61ページ中段に飛びます。この内容を網羅する改正前の附則第26条の新型コロナウイルス感染等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の規定を削除しております。</p> <p>次に固定資産税関係では、60ページ下段をお願いいたします。</p> <p>附則第12条第1項宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例では、61ページの追加規定のとおり、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、現行の5%から2.5%とする緩和措置を講じるものです。このほか、地方税法等の改正に伴う引用条項や字句、用語の整理を行ったものであります。</p> <p>次に67ページをご覧ください。</p> <p>第2条では、昨年令和3年度の税制改正等に伴い、令和3年3月31日付で専決処分により改正した、おいらせ町町税条例等の一部を改正する条例の第1条中の規定を、このたびの税制改正に伴う規</p>
--	--

		<p>定整備等に伴い、整理したものであります。</p> <p>議案書本文17ページにお戻りください。中段、本条例の附則第1条では、この改正条例の施行日については、地方税法等の一部を改正する法律の施行日に合わせまして、令和4年4月1日としております。</p> <p>ただし、第1条第1号に規定するものは令和5年1月1日、同条第2号に規定するものは令和6年1月1日、同条第3号に規定するものは、民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行日とされ、その日が令和6年4月1日となります。</p> <p>以上がそれぞれの施行日となります。</p> <p>また18ページ、附則第2条から20ページにかけての附則第4条までは、各税等に関する経過措置をそれぞれ定めたものであります。</p> <p>なお、今年度の改正は、町民生活や負担増となるような大きな改正はなく、説明は大分端折りましたが、以上で説明を終わります。</p> <p>以上です。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>8番、平野敏彦議員。</p> <p>1点だけ。先ほどの説明ですと、確定申告に関わる部分で説明がありましたけれども、本年4月から成人年齢が18歳になったわけですね。これで申告に係る扶養の条件とか、そういうのというのは見直しがあったとか、そういうのはありますか。1点だけお願いします。</p> <p>税務課長。</p> <p>平野議員にお答えいたします。</p> <p>成人年齢18歳になった部分の関連する改正は、今回はございませんでした。従来から16歳以上ということで、労働年齢を対象にした申告基準になっております。</p> <p>以上です。</p>
西館議長		
8番 (平野敏彦君)		
西館議長		
税務課長 (久保田優治君)		

当局の説明	西館議長 (議員席)	ほかに質疑ございませんか。 **なしの声**
	西館議長 (議員席)	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに原案に反対する者の討論を許します。 討論ありませんか。 **なしの声**
	西館議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから承認第2号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
	西館議長	日程第9、承認第3号、専決処分承認を求めることについてを議題といたします。 本案は、おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、承認を求める件であります。 当局の説明を求めます。 税務課長。
	税務課長 (久保田優治君)	それでは、承認第3号についてご説明申し上げます。 議案書は21ページから23ページ、新旧対照表は68ページから70ページになります。 本件は、令和4年度税制改正による国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、課税限度額の引き上げを行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免の特例の制度延長が、ともに本年4月1日から施行されることとなり、必要な改正を行うため、地方自治法第179条第1項に基づき、本年3月31日付で専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。 改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、68ページをご覧ください。 第2条に規定する国民健康保険税の課税額のうち、第2項ただし書きに規定する基礎課税額の限度額を改正前の63万円から65万

		<p>円に、同じく第2条第3項ただし書きに規定する後期高齢者支援金等課税額の限度額を改正前の19万円から20万円に、それぞれ引き上げたものです。</p> <p>これにより、引き上げのなかった同条第4項ただし書きに規定する介護納付金課税額の限度額17万円を加えた、国民保険税の課税限度額は改正前の99万円から102万円に、計3万円引き上げとなりました。</p> <p>次の69ページから70ページにかけてをご覧ください。</p> <p>附則第23項、令和2年度から実施している新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の特例の措置期間について、昨年度に引き続き、さらに1年間延長しまして、令和5年3月31日までとするものであります。</p> <p>23ページへお戻りください。</p> <p>中段の本改正条例の附則第1項では、本改正条例の施行日を本年4月1日としております。また附則第2項では、改正後の規定は令和4年度分の保険税から適用し、令和3年度分までは従前のおりとする旨の適用区分を設けております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>西館議長 (議員席) 説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。 **なしの声**</p> <p>西館議長 (議員席) なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**</p> <p>西館議長 (議員席) なしと認め、討論を終わります。 これから承認第3号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 **なしの声**</p> <p>西館議長 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>西館議長 ここで11時15分まで休憩いたします。</p>
--	--	--

当局の説明	西館議長	<p>(休憩 午前11時00分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p>
	西館議長	<p>(休憩 午前11時15分)</p> <p>日程第10、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。</p> <p>本案は、おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、承認を求める件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>税務課長。</p>
	税務課長 (久保田優治君)	<p>それでは、承認第4号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書は24ページから26ページ、新旧対照表は71ページから72ページになります。</p> <p>本件は、令和4年度税制改正による減収補填制度の見直しによる地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、課税免除等の適用期間の延長等が、本年4月1日から施行されることとなったため、地方自治法第179条第1項に基づき、本年3月31日付で専決処分したもので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>改正内容につきましては、新旧対照表で説明しますので、71ページをご覧ください。</p> <p>第2条の課税免除に関する規定では、その適用期限を令和4年3月31日から2年間延長し、令和6年3月31日とするもので、併せて、事業認定から着手日までの期間を2年から3年に1年拡充したものです。</p> <p>また同じ第2条の下段では、連結納税制度の見直しによりまして、中小企業等の企業規模の定義規定に関わる引用条項等の改正をしております。</p> <p>72ページをご覧ください。</p> <p>第6条の不均一課税に関する適用規定でも、第2条の課税免除と同様に、事業認定から着手日までの期間を2年から3年に1年拡充</p>

<p>当局の説明</p>		<p>しております。</p> <p>26ページにお戻りください。</p> <p>中段の最終行、附則において、本改正条例の施行期日は、国の省令の施行日と同様の本年4月1日としております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから承認第4号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>日程第11、承認第5号、専決処分承認を求めることについてを議題といたします。</p> <p>本案は、おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例について、承認を求める件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>介護福祉課長。</p>
	<p>介護福祉課長 (澤頭則光君)</p>	<p>それでは、承認第5号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の27ページから29ページ、新旧対照表は73ページになります。</p> <p>本件は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険第1号保険料の減免の特例措置について、令和2年度と令和3年度に実施してきたところですが、今回国の特例措置が1年間延長し、本年4月1日から施行することとなったため、町条例においても1年延長し、施行前の期限である令和4年3月31日を令和5年3月31日</p>

		<p>歳出の内容ですが、3月の降雪に伴い、除雪経費の不足が明らかになったため、8款2項3目除雪対策費の3節時間外勤務手当を15万3,000円増額し、12節除雪作業委託料を1,400万円増額したものです。なお、歳入歳出予算の財源調整のため、2款1項7目諸費の24節財政調整基金積立金を2,006万3,000円増額したものです。</p> <p>ページを戻りまして、3ページをご覧ください。</p> <p>歳入の内容になりますが、全国的な大雪に伴い、除雪対策費に係る国庫補助金が措置されたため、15款2項4目土木費国庫補助金の雪寒道路除雪対策事業費補助金921万6,000円及び臨時道路除雪事業費補助金2,500万円を計上したものです。</p> <p>5ページをご覧ください。</p> <p>こちら給与費明細書は、人件費に係る今回の補正内容を反映したものです。</p> <p>それから、7ページの補正予算、主な内容につきましては、ただいまご説明した内容を掲載しております。なお、この予算補正につきましては、議会を招集する時間的猶予がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、町長の専決処分とさせていただいたものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>これから、第1表、歳入歳出予算補正の全般について質疑を行います。質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>一般会計補正予算(第11号)に関する説明書、3ページから5ページになります。給与費明細書も含みます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>8番、平野敏彦議員。</p> <p>1点だけ、3ページの今、課長が説明した雪寒道路除雪対策費補助金、それから臨時道路除雪事業補助金、これは同じ除雪で内容は違うのか。同じ町道を除雪するわけですけども、国からの交付する基準とか、そういうのがあったら教えていただきたいと思えます。</p> <p>地域整備課長。</p>
西館議長		
8番 (平野敏彦君)		
西館議長		

	<p>地域整備課長 (柴嶋泰幸君)</p>	<p>それでは、お答えいたします。</p> <p>まず、3ページの臨時道路除雪事業費補助金2,500万とありますが、こちらは幹線道路及び生活道路を対象として、平年は普通交付税及び特別交付税として、除雪費の一部が国から交付されておりますが、今シーズンのような豪雪のシーズンにつきましては、特例措置として不足分を国庫補助としていただけるということになります。</p> <p>雪寒道路除雪対策事業費補助金というのは、先ほどの臨時道路事業交付金では間に合わない幹線道路の除雪費に対して、交付金事業として交付を受けるものであります。</p> <p>国の予算の科目の違いというのが大きなところですが、簡単に申しますと、臨時交付は本来交付税措置で間に合わない分を国から補助、それ以外の幹線道路の不足分は交付金として補助を出しますよという仕分けになります。</p> <p>以上です。</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから承認第6号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>日程第13、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>本案は、令和3年度おいらせ町一般会計補正予算(第12号)について、承認を求める件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p> <p>それでは、承認第7号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は34ページから38ページになります。</p> <p>本件は、既定予算の総額に2億7,858万1,000円を追加し、予算の総額を118億5,660万3,000円としたもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものです。</p> <p>歳入歳出の内容についてご説明いたします。</p> <p>別冊の令和3年度一般会計補正予算(第12号)に関する説明書、令和4年3月31日専決の資料をご用意ください。</p> <p>まず、歳入の主な内容からご説明いたします。5ページをお開きください。</p> <p>7款1項1目地方消費税交付金9,715万8,000円の増額は、2月28日付の交付額確定により計上したものです。</p> <p>次に6ページをご覧ください。</p> <p>11款1項1目特別交付税1億3,966万円の増額は、3月18日付の交付額確定により計上したものです。</p> <p>このほか、各款に渡って計上しました増減は、3月補正予算の編成時点で精査が困難なもの等必要最小限の予算変更を行ったものです。</p> <p>次に、歳出の内容をご説明いたします。8ページをご覧ください。</p> <p>2款1項7目諸費の24節財政調整基金積立金2億7,282万7,000円の増額は、当補正予算の編成に係る一般財源調整のため計上したものです。なお、令和3年度町の基金残高は21億5,027万6,000円となる見込みであります。</p> <p>2款2項1目企画総務費の24節ふるさと応援寄附基金積立金134万3,000円の増額は、歳入のふるさと応援寄附金予算の増額に伴い計上したものです。</p> <p>3款2項2目児童措置費の19節子どものための教育・保育給付費440万3,000円の増額は、認定こども園の休園等に伴う返還保育料の補填等のため計上したものです。</p> <p>それから、9ページをご覧ください。</p>
--------------	---------------------------	--

		<p>補正予算、主な内容につきましては、ただいまご説明した内容等を掲載しております。なお、この予算補正につきましては、議会を招集する時間的猶予がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、町長の専決処分とさせていただいたものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>西館議長</p> <p>これから、第1表、歳入歳出予算補正の全般について質疑を行います。質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>一般会計補正予算(第12号)に関する説明書、3ページから8ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>8番、平野敏彦議員。</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p> <p>1点お伺いします。8ページの3款民生費、児童福祉費の児童措置費のところの子どもの教育・保育給付費が400万ありますけれども、これ町内の認定こども園のコロナに感染して休園になったのか、それとも子どもが保育園に来られなくて、その分をいろいろな意味で負担をしなくてもいいようになったので保育園に給付するのか。この中身を説明いただきたいと思います。</p> <p>西館議長</p> <p>保健こども課長。</p> <p>保健こども課長 (小向正志君)</p> <p>こちらのほう、町内外の保育所等に通う児童について、行っている先の保育所等が休園等になったことにより、保育料を払わなくてもよいと。減免等行った代わりに、その施設等に支払うものでございます。それでこの額を計上しているものであります。</p> <p>以上です。</p> <p>西館議長</p> <p>8番。</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p> <p>分かりました。そうすると、町内外に通うっていうのは、結局子どもがおいらせ町だけではなくて、町外に入っている子どももいるということで。今、課長の説明ですと、町内にある認定こども園に対してこの分を補填しますよということで理解していいですか。</p>
--	--	---

当局の説明	保健こども課長 (小向正志君)	町内だけではなく、町外の認定こども園等も含まれております。 以上です。
	西館議長 (議員席)	ほかに質疑ございませんか。 **なしの声**
	西館議長 (議員席)	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**
	西館議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから承認第7号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
	西館議長	ここで暫時休憩いたします。 (休憩 午前11時33分)
	西館議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (休憩 午前11時37分)
	西館議長	日程第14、議案第45号、おいらせ町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
	町長 (成田隆君)	それでは、議案第45号についてご説明いたします。 議案書は39ページから41ページです。 本案は、現在の副町長である小向仁生氏の本年4月30日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるため、提案するものであります。

<p>当局の説明</p>		<p>議員各位もご承知のことと思いますが、同氏は平成30年5月から副町長に就任し、以来、町の振興・発展のため尽力され、その職責を十二分に果たしており、その豊富な行政経験と優れた行政手腕に加え、人格・見識ともに副町長として適任であると存じますので、何とぞ皆様の満場のご同意を賜りますよう、よろしく申し上げます。</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。 **なしの声**</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第45号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。 **なしの声**</p>
	<p>西館議長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>日程第15、議案第46号、おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。</p>
	<p>町長 (成田隆君)</p>	<p>それでは、議案第46号についてご説明いたします。 議案書は42ページ、43ページです。 本案は、現在欠員となっております教育委員会委員に三村伸子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。 同氏は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項に定める学識経験者の委員として任命するものでありますが、略歴にもありますように、同町の三田保育園において、長年保育士として勤められ、子どもの健全育成に深く関わっておられます。</p>

<p>当局の説明</p>		<p>培われた高い識見と豊かな経験から、教育委員会委員として適任 としますので、何とぞ満場のご同意を賜りますよう、よろしくお 願い申し上げます。</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。 **なしの声**</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第46号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。 **なしの声**</p>
	<p>西館議長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>日程第16、議案第47号、おいらせ町一般職の職員の給与に関 する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。</p>
	<p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>議案の説明に入る前に、お手元にお配りしております議案の一部 訂正についてご説明いたします。 45ページの16行目から17行目、ちょうど中段あたりになり ますが、職員の育児休業等に関する条例の表記があります。その条 例番号について、平成18年おいらせ町条例第35条とありますが、 正しくは条例第35号であります。繰り返しますが、おいらせ町条 例第35条とありますが、正しくは条例第35号であります。訂正 し、おわび申し上げます。 それでは、改めて議案第47号についてご説明申し上げます。 議案書44ページから46ページになります。また併せて、新旧 対照表76ページもご覧ください。</p>

	<p>西舘議長</p> <p>副町長</p> <p>(小向仁生君)</p>	<p>本案は、青森県人事委員会勧告及び国家公務員給与改定に準じて、町職員の期末手当の支給割合を引き下げ改定するため、提案するものであります。</p> <p>今般、国家公務員の給与改定に関する法律案が本年4月6日に国会成立、4月13日に公布されたことから、本町の一般職職員についても、準じた取扱いをするものであります。</p> <p>改正内容であります。町職員の期末手当の支給割合を年間0.05月分引き下げるもので、条文の中で一般職職員は100分の122.5を100分の120に、再任用職員は100分の70を100分の67.5に改正し、1回当たりの期末手当を0.025月分引き下げることであります。</p> <p>条例の施行は公布日からとし、本年6月の手当から引き下げとなりますが、附則の令和4年6月支給の期末手当に関する特例措置として、昨年度12月の期末手当引き下げ相当額も本年6月の期末手当から合わせて減額調整することとし、今般の国家公務員給与改定内容に準じた対応としてあります。</p> <p>なお、町職員の給与改定の考え方ではありますが、地方公務員法において、職員の給与は国や他の地方公共団体、そして民間事業者を考慮して定めるという、いわゆる均衡の原則が定められており、適切に対処するべく、これまでも県の人事委員会勧告の内容を踏まえ、準じた対応を取ってきているところであります。</p> <p>昨年11月臨時会において、職員の給与改定に関する条例案を提案し、否決されたところでありますが、今、国会における国家公務員給与改定改正案が成立、公布されたこと及び地方公務員法における給与適正化の原則を踏まえ、今臨時会において、改めて職員の給与改定について提案するものであります。議員各位のご理解をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>副町長。</p> <p>私からも追加説明させていただきます。</p> <p>昨年11月の臨時議会における経過については、当局の議会への説明不足であったと反省し、改めて人勧の考え方を説明し、皆さんのご理解をお願いするものであります。</p>
--	---------------------------------------	--

		<p>先ほど課長が触れましたとおり、地方公務員法第24条の職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないと規定されていることから、各自治体は、人事委員会において、地域の経済状況と民間企業の給与水準を調査した上で、給与を決定しなければなりません。</p> <p>しかし、年間を通じた地域の民間企業の給与水準を調査し、改定給与が町民の理解を得られるか否かを判断し決定することが、その事務量が膨大に上ることと、近隣市町村の動向によっては、給与格差が生じることから、県単位のくくりで県の人事委員会に準じた決定をし、地域格差をなくし、勤労意欲を低下させない措置をとっているものであります。</p> <p>そのことから、議会が職員を思いやる温情的な行為は、大変ありがたいことだと思いますが、そのことを理由で給与水準は決定されるものではなく、国や県に準じた措置をとることで、町民の理解は得られるものと思いますので、何とぞ地方公務員法における給与適正化の原則に立ち、ご理解をよろしくお願いいたします。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>13番、西館芳信議員。</p> <p>11月、昨年の臨時会における議会の議決ということで、今、触れたわけですがけれども、あのときに出された案件と今の案件において、この100分の122.5とこの数字は変わりましたか。前回の案件と今の案件で変化があるとしたら、どこどこが変わりましたということをまずお願いします。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>昨年11月のときの臨時議会と今回の臨時会における条例案の考え方の違いのところではありますが、年間0.05月下げるところは同じであります。ただし、改正文の組み立ての仕方が違ってございます。</p> <p>昨年11月の臨時議会の際は、条例そのものは不利益遡及できないという原則がございますので、昨年12月期の期末手当について</p>
西館議長		
13番	(西館芳信君)	
総務課長	(成田光寿君)	

	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>は、一旦0.05月を引き下げすることとして、改正条例文の第1条でそういう規定をしております。それを改正した第2条は4月以降の適用としておりますが、4月以降の期末手当においては、期末手当そのものは6月と12月、2回ありますので、0.025月分を引き下げをするというような条文の改正にしております。</p> <p>一方、今回の条例案につきましては、45ページにありますとおり、昨年の方はもう規定できませんので、今の4月以降の、公布以降の施行という形で、実質6月以降の期末手当を対象に、0.025分ずつ引き下げするというので、引き下げの率のほうをそのように変えてそのような改正文にしております。</p> <p>それから、附則のところにあります、附則の第2項のところ、昨年の12月、本来引き下げるべきだったものを特例措置という形で、今回の6月の期末手当から合わせて引くような形の条文としておりますので、繰り返しますが、考え方としては、前回も今回も年間0.05月引き下げるとことは同じであります、引き方が違っておまして、条文と併せて組み立てをしております。その点が違ってあります。</p> <p>以上です。</p> <p>13番。</p> <p>今、総務課長から説明を聞きました。</p> <p>結局、結論は、手法は違うけれども、やり方は若干の違いはあるけど、改正の内容そのものは同じなのだとは受け取りました。</p> <p>そうであるならば、町長提案も、それから議案の説明のところにも、令和3年青森県人事委員会からのという文字がはっきりとうたわれています。</p> <p>これをうたったものを11月に否決されたから、今、またこれを蒸し返す。後出しじゃんけんでも何でも許されるような、しかもその手法は全部チャラにする。一旦、昨年の11月の議決によって守られたものがもう守られなくて、保護されなくなるという事態をつくり出す。これは紛れもなく再議です、再議。一旦議決したものをまた審議に付すという。この場合は、例えば一事不再議は駄目だよと。1会議の中でやられるのは、同じ会期中の中でやられるのは駄目だよということだとか、そういう制限はあるし、また、もしやるのだった</p>
--	------------------------------------	--

		<p>ら事情変更、この3か月、4か月前と違ったいろいろな状況が出てきたということによって許されるよとありますよね。私たちは何も、当局が説明不足だと言いますけど、ちゃんと事情聞いていますし理解しています。説明不足で私たちの理解が欠けたなんて、とんでもない話です。やっぱり一旦議決したものは重いです。</p> <p>はっきりここに青森県の令和3年の人事委員会勧告をもう1回上げたということになっているでしょう。文字がちゃんと入っています。これが入らないで、まだ国のほうの人事を入れたら、まだ話も分からないわけでもないけれども、同じことを二度手間させて、なおかつ私どもが、例えば公務員に交渉権がないから気の毒だねということで、では私たちの温情で何とかしましょうかと、そんなレベルの低いことをしゃべっているのではないですよ。</p> <p>あのとき、11月、いろいろな状況が民間も生まれてきて、民間も大変だった。民間以上に私が考えるには、ここの職員の人たち、コロナ禍の中でいろいろな数字が上がってくる中でいろいろ頑張ってくれたと。民間以上の大きな働きであると。民間に準じてすることが、私たち決めていきたいと思いますというのは、人勸の趣旨でしょう。民間以上のものを職員の人たちが苦勞しているのだということを踏まえて、私たちはそういう決議したわけだけど、町長だって、いやそうかと。そういうふうにして、私をはじめ職員を評価してくれるのかと。じゃあ、ありがたいなと。そういうことであるならばと。確かに勧告に目を向けることは必要だけれども、そして条例を定めるものであれば、なんとかった賃金を上げなければならない。</p> <p>しかし町長が、いや、うちではこういう議決が合っているのだと。国が何と言おうが、同じことをまた議会に出すというのは、これは議会軽視の何物でもないという結論に達したら、これは特に論じられるようなものでもないし、私は議運の中でこれが出たとき、いや、これはとても受け入れる話にならないから蹴っていいのではないかという思いを、私、議運の中でも話したけれど、議運は、いやいや、もし質問等あったら本会議でやりましょうと言ってくれたからそうしたのだけれども、議運の中でそれぐらい、これは終わった話だと言ってもいいというような、私はそういう考えがあります。</p> <p>なおかつ、これは非常に重要なことで、議会に対して、町長が一般的な拒否権、一旦決まったものをまた蒸し返してやるというのであ</p>
--	--	--

	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>れば、議会も信用するに足りない。議会が法令違反だとか、そういうのをしているから、やらなければならないということも言えると。</p> <p>最後に、またもしいろいろ根回ししているから、今回否決されることはないかもしれないけれども、もし否決されたら、首長によっては、私不信任だと、不信任なのだよということで、じゃあ議会は解散しなければならないとか、自分は辞職して、またもう1回選挙に打って出ようかと。そこまで発展する問題、それを、何を考えるかどうか分からないけど、国でこういうのあったからと。全く同じものをまた俎上に乗せると。全くそれは理解できないが、町長、いかがですか。そこをお願いします。</p> <p>総務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>今、西館議員から様々な発言がありました。</p> <p>まず再議の関係でございますが、私どもは再議と思っております。条文も提案理由の中身も全く異なっております。考え方は同じく0.05月引き下げするというものでありますが、先ほども答弁したとおり、改正条例案の中身は異なっております。</p> <p>ただ、提案理由につきましても、昨年11月に提案した際は、国会もまだ給与改定法案を提出しておりませんでしたので、あくまでも青森県の人事委員会勧告に準じたという取扱いで提案してございましたが、今回は先ほどの提案理由でも説明したとおり、国家公務員の給与改正法案が成立、改正したということがありますので、青森県の人事委員会勧告に合わせて、及び国家公務員の給与改定が行われた、この2本立てで今回提案するものでございます。</p> <p>また国からも、地方公務員の給与改定の取扱いということで通知が来てございます。地方公務員の給与改定に当たりましては、きちんと地方公務員法の原則に従って適切な措置をされるようにということで通知が来てございます。</p> <p>再三申し上げますが、地方公務員法の中でも、均衡の原則であったり、情勢適応の原則であったり、地方公務員は様々な、国であったり、他の公共団体であったり、民間事業者であったり、様々な給与の実態と合わせて均衡を取っていくよう定められている原則がありますので、今回人事院勧告、青森の人事委員会勧告を無視したような</p>
--	-------------------------------------	--

		形になりますと、いわば違法の形も考えられますので、まして人事委員会とか、あと人勸制度そのものも、在り方そのものにも一石を投じるような形になりますので、先ほど私も、副町長も申し上げましたとおり、今回の条例案につきまして改正していただくよう、強くお願い申し上げるものであります。
	西館議長	13番。
	13番 (西館芳信君)	町長から一言強い信念というものを聞きたかったのだけれども、そういったことは次でいいけど、再議でないということは、あなた自身がそういうことを考えている。課長、あなた自身が考えたことだと私は思うのだけれども、これ実際にここに提案するまで、そのことに関して、町長だとかその関係課の人たちと、そこまで議論しましたか。してないでしょう。もしこれが、私どもは実質的な全くの再議だと思っているけど、実際再議だと、知事がそれこそ申し立てして、審査長……いかなければならない事態にもなるし、何よりも一旦、そういうふうにして、私どもの議決でもって反故された反故をもって、一人一人の職員の、国がこうしゃべったからといって、国はあくまでも指標でしょう。こういうふうにしてほしいということで、今、課長が言うような形が存在して……、そんなことはないですから。あくまでも条例を改正するということになれば、条例の制定、改廃ということになれば、こういう段取りを取らなければならないけれども、そこまではする必要ない。前回何もこう言っているのだから、同じことをやってもどうなのだろうということで、そこでとどまれば、何もいいことではないですか。私は納得できない。本当に議会が軽視されている。今まで40年……。
	西館議長	13番議員、討論ですか。
	13番 (西館芳信君)	討論。実はそこら辺。
	西館議長	討論でしたら。
	13番 (西館芳信君)	その前に議長は……。

西館議長	今、質疑ですから、再々質問ですので討論はやめてください。質問してください。
13番 (西館芳信君)	討論だとは思わないけれども。 そういうことで、町長、決意を聞かせてください。課長もしゃべることがあったらどうぞ。
西館議長	町長。
町長 (成田隆君)	先ほど再議と言われましたけど、たしか私の知識の中では、再議というのは1議会期間の中で再度提案することが再議であって、今改めて議会開いているので再議だとは私も思っていないし、課長にもそういうふうに再議ではないというのは伝えております。 以上です。
西館議長	8番、平野敏彦議員。
13番 (西館芳信君)	いや、課長は。私の質問に答えるべく、何もしていない。
西館議長	今の質問には町長だと思っておりましたが。
13番 (西館芳信君)	いや、最後。
西館議長	だから討論なのか、質問なのか。町長と言ったから、町長に答弁をしたのですから。
13番 (西館芳信君)	いや、課長にもしゃべっています。
西館議長	総務課長。
総務課長 (成田光寿君)	すみません。人勸の関係をご説明いたします。 今回引き下げの勸告ということで、町長も去年に合わせた引き下げの内容を行っています。 過去どうなのかと言いますと、過去においても、県の人事委員会勸告に合わせて、引き上げされたり引き下げされたり、されてお

		<p>ます。これまでも同じような形で、町長のほうで前回の条例案を提案して、これまで議決していただいております。</p> <p>これまでも平成29年、平成30年、令和元年、この過去5年間で3か年は引き上げの内容でありました。昨年度と今回は引き下げであります。これまで過去5年間、引き上げ3回、引き下げ1回は全て議決されておりますので、考え方によっては、引き上げるときは議決いただいて、引き下げるときはそのとおりにやらないというのはいかがかなというところもございますので、これまでと同様に、人事委員会勧告の取扱いに合わせた対応をしていただきたいと思いますのでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>8番、平野敏彦議員。</p> <p>この条例の改正について、再度否決した場合は、町でどういう対応をするのか。まずそれ第1点。</p> <p>それから、この条例の適用は公布の日から施行するとありますけれども、昨年の議会で否決した以降、遡って対応するのか。これは2点目。</p> <p>それと、私はこの引き下げについては、11月についても、職員のコロナ対策とかいろいろな部分での心労、そういうものを議会が斟酌して、下げないで頑張ってもらおうということの本旨が、議会では反映して否決になったわけですけれども、今、現在ウクライナ情勢、そういうもので非常に物価が高騰し、賃金を下げるということは、さらに生計を基本にしている職員の賃金を決定する。この部分だけが私はちょっと考え方がずれているのではないかと思います。このまま行ったら、全ての物価がバンバン上がっているのに、職員の手当、そういうものを下げている。</p> <p>逆に、この政府の今の現状、仕組み、そういうものを、この自治体から国、県に発信していくべきだ。見直しをしていくべきだとか、そういうことをやってくべきだと私は思うのですが、この3点についてお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>総務課長。</p>
西館議長	8番	(平野敏彦君)
西館議長		

	<p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>今3点ご質問いただきました。</p> <p>まず1点目、今回の条例改正案が否決になった場合の対応でございますが、内部で再検討することになります。基本的に再検討・再確認することになります。今のところはその推移を見守るしかないのかなと。だから国、県がどのような対応をするのか。その辺も含めて、見守るしかないのかなと感じてございます。</p> <p>それから、2点目の関係でございます。昨年11月の条例案と今回の条例案の組み立てのところにも絡んできます。</p> <p>先ほどもご説明いたしましたが、条例そのものは不利益遡及できないという原理原則がございます。昨年の条例案の提案の仕方は、10月1日を基準日に12月の手当を決定することになりますので、引き下げするためには、12月以前に条例改正しなければいけないということで、11月中の臨時議会を開催して、提案したところであります。</p> <p>今回の条例案につきましては、もう既に時間が過ぎております。不利益訴求できないということはきちんと守っておりまして、条例の組み立ての仕方も本則で改正をするのではなくて、附則のところ、ちょうど45ページの附則第2項にありますとおり、令和4年6月の期末手当に関する特例措置ということで、今年の6月に支給する期末手当については、昨年12月に支給したときに、人事院勧告に倣って引き下げた相当分を今回のところから引くというつくり方をしております。この内容についても、国家公務員の給与法案と同じような組み立ての条例のつくり方になってございます。</p> <p>それから、町から国に情報発信すべきだとか、職員の賃金の考え方のところではありますが、きちんと地方公務員法の中で、地方公務員の給与は均衡の原則であったり、情勢適応の原則というのがありますので、地方公務員法に沿った形で給与決定をしなければいけないと考えてございます。</p> <p>よって、平野議員が提案した内容は、地方公務員法に異なった内容になりかねませんので、地公法の中での取扱いをすべく、そういったことは考えてございません。</p> <p>以上です。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>8番。</p>

	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>否決されれば、改めて再検討ということですよ。否決されたら、もう提案できないじゃないですか。私はそう思いますよ。</p> <p>それから、遡りはないということで理解しておりますけれども、ただ、この条例の施行の4月、4年6月に支給する手当に関する特例措置の中で、昨年度分を差し引くという説明があったのですが、これ本当にそういう形になるのですか。自分たちが議会で議決したものを、今ここでまた議決内容を覆すような手続をするということで理解していいのですか。</p> <p>私は全くそうやったら、何のために議会が議決をして、議員そういうものがつくられてきているのかというのを、執行部側が全く私らを軽視していると思いますよ。ここのところ、それから、国の職員の均衡が原則だと言っていますけれども、職員の給料というのは、同一年齢、同一学歴、みんな全国一緒じゃないですよ。違いますよ。おかしい。だって、いろいろな意味で格付が違うじゃないですか。</p> <p>やっぱりそういうものからいったら、自治体も私はその個性個性を出していいと思いますよ。財政的に豊かなところ、非常に逼迫しているところ、各自治体皆一律に同じじゃないではないですか。だからそういう意味では、自ら自分たちの制度、そういうものも見直しをしたり、国に訴ったり、いろいろな活動すべきなのが自治体の私は役目だと思いますよ。町長、どう思いますか。</p> <p>まず、私が課長から答弁聞いていると、町長以上のことを答弁しているから、課長の範疇と町長の範疇というのはちゃんと区分して説明してくださいよ。さっきの西館議員のところでも、あたかも自分が正しいような答弁するというのは、疑問を提言しているわけですから、私は課長の範囲と町長の範囲は、ちゃんと理解して整理して答弁してください。お願いします。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>総務課長。</p>
	<p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>まず1点目、不利益遡及の関係の部分でございますが、今回先ほど答弁申し上げたとおり、今年の6月の期末手当を支給する際に、昨年12月に引くべきだった相応分も合わせて引くと答弁いたしま</p>

		<p>した。条例の組み立ても同じになってございます。国家公務員の給与法案も同じような組み立てになっております。</p> <p>今回引き下げする内容は、あくまでも令和3年の青森県の人事委員会勧告に準じた取扱いということになりますので、令和3年の人事委員会の内容ということは、昨年の分も0.05月を下げ、今年についても年間0.05月下げるというものでございますので、その考え方は曲げずに対応したいというものであります。</p> <p>それから、法制執務上も不利益遡及にならないように、本則で改正条文をつくるのではなくて、附則で特例措置という形で規定を設けてございます。この辺の考え方は、国家公務員の給与法案の組み立てと一緒にございます。</p> <p>それから、町独自のお話も、るるございましたが、私たち地方公務員は、地方公務員法という法律の中できちんと様々な取扱いが定められております。同一賃金、同一職種とか、様々同一という話もございましたが、先ほど来、私が申し上げている均衡の原則であったり、それから情勢適応の原則というのは、そういったことをうたっているものではなくて、職員の給与は、国とか地方公共団体、民間事業者等の給与とちゃんと均衡を図ること、それから情勢適応の原則についても、給与等その他勤務条件も、社会一般の情勢に適応するように随時適切な措置を講ずるということがうたわれてございます。それらに基づいた発言でございますので、どうぞご理解をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>副町長。</p> <p>私からは、町長への質問もたしかあったように記憶しております。2点ほどあったのかなと思っていましたけれども、まずは平野議員、全国一律ではないというお話をされましたが、しかし、給料表とそれから手当率は、全国同じなものと地方公務員法の中でうたわれている以上、同じなものと。ただそこに号級数、例えば成績が優秀であったりとか、それから成績が劣るといった人々に関しては、それは昇格させたり昇任させたりということが、それは各自治体に委ねられている範囲であって、それで引き下げになっている。ですから、全</p>
西館議長		
副町長		
(小向仁生君)		

		<p>国的には差異が生じているのであって、根本となる給料表と手当率は一律同じだと思っております。</p> <p>それから、課長が町長を越えての答弁だという話をされましたけれども、職員は町長の補助機関ということで、町長とイコールという物の考え方で発言していると思っておりますので、その辺ご理解いただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>8番。</p> <p>まず1点、もう1回確認しますけれども、この令和3年青森県人事委員会というのは、今、もう年度が変わっているわけですよ。令和4年度がスタートしている。本来、国も4月になって決まっているのに、何で前のこの令和3年の部分が出てくるのか。私はここがまず、また提案してきたということについては、新しい年度で遡って、こういうことを提案してくること自体疑問を感じているのですが、これで本当にいいのかということ、もう1回確認させていただきます。</p> <p>それから、この均衡というのは、他の職種、そういう部分との均衡ということで、給料表とか手当率についても全国一律ですよ。全部給料表があるわけですから。ただ、職員間のいろいろな差異が生じている、自治体間で。だから私が言っているのはそこで、やっぱり町、各自治体でもその一律の給料表を使っているのだけど、独自性を発揮すべきでないかということで提言しています。</p> <p>それからもう一つ、最後これを確認して、これからのいろいろな議事運営の中にも生かしていきたいと思っておりますけれども、課長が町長の補助機関ということで、課長が答弁したものが町長と同じという理解をして、これからの議事運営に参画したいと。今日はそれを確認しただけでも、成果があったと私は思います。</p> <p>今私が言ったことについて、最後答弁をお願いします。</p> <p>西館議長</p> <p>総務課長。</p> <p>総務課長</p> <p>私からは、人事委員会勧告の考え方についてご説明いたします。</p> <p>(成田光寿君)</p>
--	--	---

反対討論	<p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p>国家公務員の給与の取扱いにつきましても、今国会で、先ほど答弁したとおり、4月の国会で法案が成立、公布されたところであります。この内容も、昨年の人事院勧告に基づいた内容であります。よって、今回条例化して提案しておりますが、内容そのものも国の取扱いに同じようなものでありますし、引き下げする内容も、昨年の青森県の人事委員会の勧告の内容に倣ったものでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>13番、西館芳信議員。</p>
	<p>13番 (西館芳信議員)</p>	<p>反対する立場で討論させていただきます。</p> <p>まず最初に、町長、先ほど再議ということについての答弁をなさいましたけれども、一事不再議は駄目だよということで、町長が言っていることはここだと思えますけど、再議はたしか10日以内にしないかと。会期がまた別になってもいいから、10日以内にしないかという大原則がありまして、ですから再議というものはそういうふうにして、ちゃんと終わったら、もう再議だよということで、その解釈ということではないかと思えます。</p> <p>そして、何でも物事が決まる。例えば訴訟で、裁判でもって一つの判決が出れば、その判決の効力は既判力として、もう同じことは蒸し返さないということで、保護された人たちの法益を守ることになっていると。その理念は、裁判であろうが行政であろうが、人の権利というものを考えれば同じだと思うのですよ。その辺のところを全然考えてくれないと。</p> <p>それからもう一つは、せっかく私たちの議会がこうして機能して、こういうことを私は誇るべきことだと思っているけれども、前回否決したと。地方主権が死んでないよと、ちゃんと生きて機能していると、全国に知らしめる。この地方主権がないがしろにされて、すっかりしてしまっているということは甚だ残念でなりません。</p>

賛成討論		<p>ですから、恐らく今日はさっきしゃべったように、否決というか、不信任ということで議会が解散するか、町長ね、そういうことまで発展しかねないということがあれば、当然これはもう根回しは十分にされていると思うから、否決ということはないのかもしれないけれども、こういうふうに議会の何人でも思いを込めて反対したのだという記録はちゃんと残したいということで、皆さんぜひ私の思うところを実現させてください。</p>
	西館議長	<p>ほかに討論ありませんか。</p> <p>15番、榎山忠議員。</p>
	15番 (榎山忠議員)	<p>私はこの案件については賛成をするものであります。</p> <p>確かにいろいろ考えてみれば、我々は何かをしてあげたいとか、温情的なのとか、そういうのがあるかもしれませんが、長年いろいろ培ってきた、そしてまた地方公務員法なりいろいろなものできて、その中で動いてきているそれであることから、やはりこれはしっかりと全国の自治体に発した地方公務員給与改正等に関する取扱いについてという、総務副大臣、知事等の要請文もあります。それらを踏まえて、それに従ってやっていくべきと、そういうふうに私は考えることから、私はこれに賛成します。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長 (議員席)	<p>ほかに討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第47号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>13番。</p>
	13番 (西館芳信議員)	<p>投票にしていだけないですか、採決の方法。ちゃんと数字を残したいと私は思いますのでお願いします。</p>
西館議長	<p>ただいま投票という意見がありましたが、賛同する議員の方おられますか。</p> <p>[賛同する職員の挙手あり]</p>	

	西館議長	議案第47号、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての採決については、無記名投票で行います。
	西館議長	ここで暫時休憩いたします。 (休憩 午後0時25分) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (休憩 午後0時36分)
	西館議長	議場の出入り口を閉めます。
	西館議長	[議場 閉鎖]
	西館議長	ただいまの出席議員数は15人です。
立会人の指名	西館議長	次に立会人を指名いたします。 会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に10番、吉村敏文議員及び11番、澤頭好孝議員を指名いたします。
投票用紙の配付	西館議長	投票用紙を配ります。 念のため申し上げます。採決は無記名投票で行います。 本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。 なお、賛否を表明しない票・白票及び賛否が明らかでない票は、会議規則第84条の規定により、否とみなします。 投票用紙の配付漏れはありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	配付漏れなしと認めます。
投票箱の点検	西館議長	投票箱を点検いたします。
	西館議長	[投票箱を点検する] 異常なしと認めます。

投票による採決	西館議長	ただいまから投票を行います。 1 番議員から順に投票願います。
	西館議長 (議員席)	[1 番から順に投票] 投票漏れはありませんか。 **なしの声**
	西館議長	投票漏れなしと認めます。 投票を終わります。
開票の立ち会い	西館議長	開票を行います。 1 0 番、吉村敏文議員及び1 1 番、澤頭好孝議員、開票の立ち会いをお願いします。
投票の結果の報告	西館議長	投票の結果を報告します。 投票総数1 5 票、有効投票1 5 票、有効投票のうち賛成1 2 票、反対3 票。 以上のとおり、賛成が多数です。 したがって、議案第4 7 号は原案のとおり可決されました。
委員会の閉会中の継続調査の申し出	西館議長	議場の出入り口を開きます。 [議場の開放]
	西館議長	日程第1 7、委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。 議会運営委員長及び総務文教常任委員会から、所管事務の調査について、会議規則第7 5 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。
	西館議長 (議員席)	お諮ります。 議会運営委員長及び総務文教常任委員からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。 **なしの声**
	西館議長	異議なしと認めます。 したがって、議会運営委員長及び総務文教常任委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程終了	西館議長	<p>以上で、本臨時会の会議に付された事件は全て議了いたしました。</p> <p>ここで、副町長から発言したい旨の申出がありましたので、これを許します。</p> <p>演壇にてお願いします。</p>
副町長挨拶	副町長 (小向仁生君)	<p>このような機会を与えてくださり、議長のご配慮に感謝申し上げます。一言述べさせていただきます。</p> <p>このたび、副町長への2期目のご同意を賜りました。この場をお借りし、議員の皆様にお礼申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>副町長として職務を遂行してから4年の月日が経過いたしました。振り返りますと、目まぐるしく変化する社会情勢の中で、議員の皆様や職員、そして何よりも町民に助けられながら、職務を遂行できたと思っております。</p> <p>この先、向こう4年間は、新型コロナウイルス感染症や力でもって他国を侵攻する行為、内戦等々の安定しない世界情勢と、そのことに伴う経済の不安定な中、人口減少を見据えた行政運営をしていかなければならず、今以上に町長を支え、議員の皆様や職員、町民のご意見に耳を傾けながら、町民のため、町政発展のために職務に専念する決意でありますので、これまで以上にご指導、ご鞭撻をお願いいたします。</p> <p>簡単ではありますが、副町長2期目の就任に当たっての挨拶といたします。よろしく願いいたします。</p>
	西館議長	<p>次に、町長から発言したい旨の申出がありましたので、これを許します。</p> <p>演壇にてお願いします。</p> <p>町長。</p>
	町長 (成田隆君)	<p>令和4年第2回おいらせ町議会臨時会におきまして、議員各位には大変ご多用のところご参集いただき、また提案いたしました全ての議案について議決賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>議案審議の過程でいただきましたご意見・ご提言を十分に踏まえ、今後の町政運営に努めてまいりたいと思っております。</p>

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 4 年 7 月 5 日

議 長.....西 舘 秀 雄.....

副 議 長.....檜 山 忠.....

署名議員.....平 野 敏 彦.....

署名議員.....沼 端 務.....